



開局時間のご案内

月 9:00-18:00
火-金 9:00-18:00
土 9:00-17:30 日 9:00-13:00

祝日 休み

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。



日頃からご利用いただいている皆様、および近隣の皆様へ、お薬の相談や健康チェックを承ります。どうぞお気軽にお越しください。

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

保険薬局

夜間・休日等加算の対象時間

土曜日13:00-閉店まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00

深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日

年末年始（12月30日-翌年1月3日）



当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。

近隣連携薬局

うさぎ薬局 岡店 0557-35-5656

伊東市岡217-25

うさぎ薬局 和田店 0557-36-7134

伊東市竹の内2丁目7-3

うさぎ薬局 大室高原店 緊急連絡先 090-8473-6110

医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

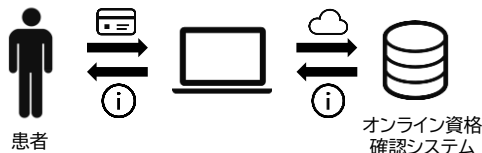
マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの保険証利用促進など、医療DXで質の高い医療を目指しています。



オンライン資格確認等システムの活用

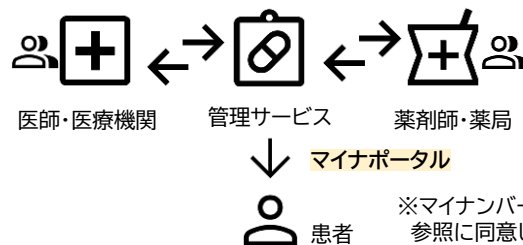
オンライン資格確認で患者さんの診療・薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。



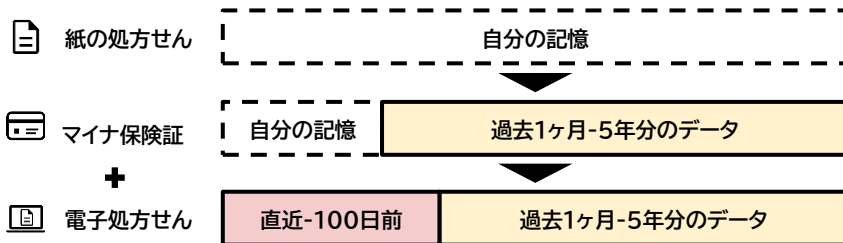
※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。

電子処方せんの活用

電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危険性を減らせます。



電子処方せんは、マイナンバーカード活用で最大限に機能し、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

開局時間のご案内

月 9:00-18:00

火-金 9:00-18:00

土 9:00-17:30 日 9:00-13:00

祝日 休み



保険
薬局

●夜間・休日等加算の対象時間

土曜日13:00-閉店まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月30日-翌年1月3日)

緊急連絡先 090-8473-6110

薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社うさぎ薬局代
表取締役 白石誠一郎



取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品



管理薬剤師

勤務する薬剤師(保管・陳列・販売・情報提供・
相談)

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)

薬剤師

白衣:名札に氏名及び「薬剤師」

登録販売者

制服:名札に氏名及び「登録販売者」

その他の勤務者

医務衣:名札に氏名



営業時間

月 9:00-18:00

火-金 9:00-18:00

土 9:00-17:30

日 9:00-13:00

祝日 休み

医薬品の購入または譲り受けの申し込み
を受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応 090-8473-6110



薬局の名称・許可番号・許可

年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証(別掲)を参
照

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から市販用が変わった、特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、**薬剤師**が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品は使用上の注意が必要な薬です。**指定第2類医薬品**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は**薬剤師**または**登録販売者**が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取って確認することができます。

第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

静岡県薬剤師会
054-203-2023

静岡県薬務課
055-920-2107

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を厳重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集(副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など)
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務(調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など)
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化(同意が必要な場合は同意を取得)
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料	1	・・・	45点
後発医薬品調剤体制加算	1	・・・	21点
地域支援体制加算	2	・・・	40点
医療 DX 推進体制整備加算	3	・・・	6点
連携強化加算	・・・	・・・	5点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられています。

処方箋受付数は月2,000回以上、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回以上40万回以下です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品
に変更を希望され
る方は薬剤師にご
相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日: 8時間以上
土日: 一定時間
週: 45時間以上



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出
をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を
満たしています。



対応

24時間調剤及び在宅業務
に対応。地方公共団体等に
周知を行っています。



健康相談

健康相談を行っています。
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品
の販売、医療機関への受診を勧奨
しています。



医薬品備蓄

1200品目以上の
医薬品を備蓄してい
ます。在庫状況の共
有・融通を行ってい
ます。



情報収集

インターネットを通じた情報収集
と周知(PMDAメディナビなど)
を行っています。



在宅医療

在宅業務体制の整備と実績
(年間24回以上)について、
医療材料および衛生材料を
供給可能な体制が整って
おり、医療機関や訪問看護ス
テーションとの連携が可能。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える
薬局では、後発医薬品の調剤割合
が70%以上あります。



プライバシー

プライバシーに配
慮した構造です。



研修

調剤従事者の資質向上を図るた
め、定期的な研修・学会などで研
究発表を行っています。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受
けています。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の
収集と副作用報告に係る手順書
と報告する体制を整備。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回（2-9人）

342単位/回（10人以上）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

うさぎ薬局 大室高原店 管理薬剤師

静岡県知事指定介護保険事業所 第 220410262 号

TEL 0557-33-6110

FAX 0557-33-6115

緊急時 090-8473-6110（24時間対応）

調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

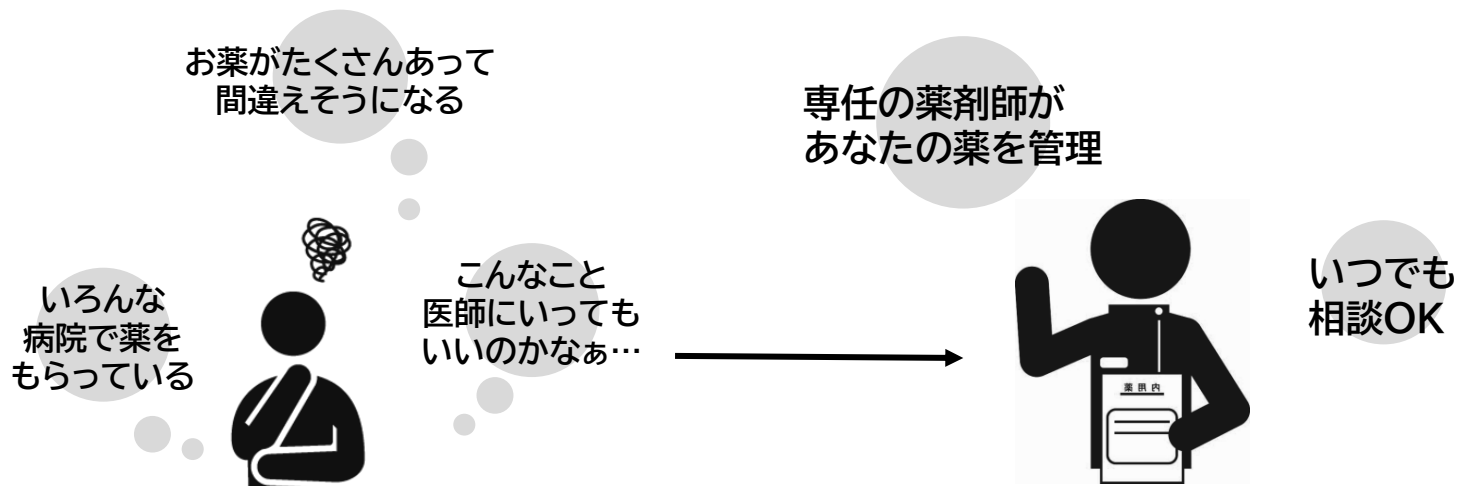
無菌調剤を行っています



当薬局では、中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬など2種類以上の注射剤に対し、無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネットといった無菌環境で、無菌化された器具を用いて無菌調剤を実施しています。(うさぎ薬局広野店と共同利用)

当薬局では、2名以上の保険薬剤師が在籍しており、無菌製剤を処理するための無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを設置しています。

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週32時間以上勤務しています(育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上)。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付(健康保険から給付される医療費)と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

患者希望による 服薬カレンダー



1日4回4週間分
100円～

長期収載品の選定療養



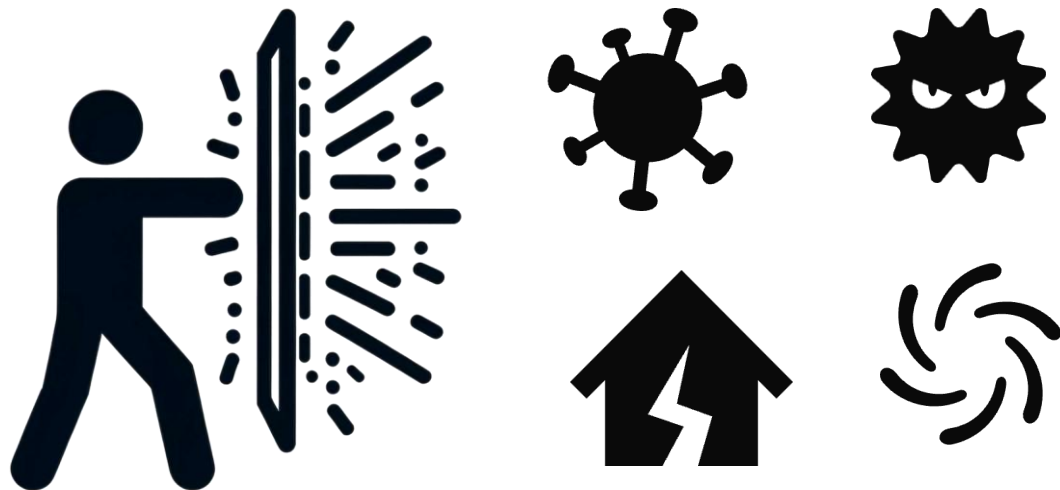
2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品(特許期間を終了した医薬品)を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

医薬品の供給に関するお願い

この数年、一部のお薬が全国的に手に入りにくい状況が続いています。これは、主に一部の医薬品の製造工場でトラブルが発生し、生産が遅れていることが原因です。加えて、新型コロナなどの感染症の流行によって、特定の医薬品の需要が急増していることも影響しています。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整を行うにあたり、医師に確認させていただく場合がございます。そのため、調剤にお時間をいただく場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

当薬局では、必要な医薬品を確保するため、地域の薬局間で医薬品の融通を行い、処方せんを発行した医療機関と積極的に情報共有に努めています。

2024年10月から薬の自己負担が変わります

長期収載品の選定療養について



長期収載品の選定療養ってなに？

- 先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、価格差の一部をご負担いただきます。
- 医療上の理由がない限り、「特別の料金」+消費税が加算されます。
- この料金は薬局の収入にはなりません。
- 医療保険財政の改善を目的としています。

※医師・薬剤師の判断、供給不安定な品目は対象外。

※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選択。

※薬剤料以外の費用は、これまでと変わらな

先発医薬品
2024年9月まで

保険給付		一部負担
------	--	------

ジェネリック医薬品

保険給付	一部負担	先発医薬品とジェネリックの価格差
------	------	------------------

先発医薬品
2024年10月-

保険給付	一部負担	特別の料金*
------	------	--------

*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。

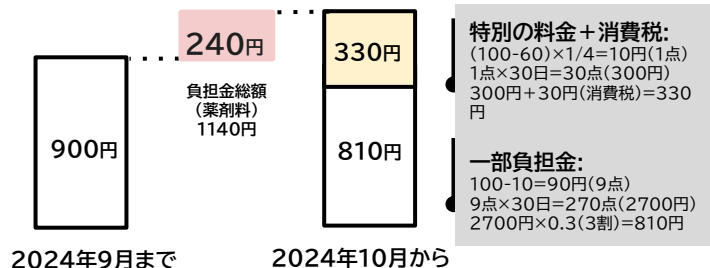
患者負担の総額



どのくらい高くなるの？

先発薬とジェネリックの差額の1/4に消費税を加えた額が特別料金となり、一部負担金が加算されます。例えば差額40円の場合、特別料金は10円+消費税です。自己負担額は個々で異なるため、詳しくは薬局でご確認ください。

先発医薬品(1錠100円)、ジェネリック(1錠60円)
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

労災
指定
保険
局

生活
保護
法
指定

調剤報酬点数表(令和7年4月1日施行)

第 1 章 数据库系统概论

項目	単位	主な条件、算上上限	点数
試験基本料		初年度発行1回につき	
① 試験基本料1	○	① 一室以外、または「試験室満員のない試験場」に新設する試験室 初年度発行回数および集中率、次のいずれかに該当する試験室 イ、4,000回超え且2,000基増設に該当する合計発行回数の集中率70%超 ロ、1,000回超え且集中率80%超 ハ、1月1,800回超え且集中率70%超 ② 特定の試験室増設等に係る初年度発行4,000回超 ロ1 試験室増え1回→増設中の試験室増設の発行回数に合算 初年度ループの初年度試験室で集中率が最も高い試験室増設が同一の増設に、当該初年度発行回数を含む 前年度ループの試験室の初年度発行回数または当該年の次計および当該年度の集中率、次のいずれかに該当する試験室 イ、1,000回超え→4,000回以下且集中率80%超 ロ、4,000回超え→40,000回以下且集中率80%超 ハ、10,000回超え且特定の試験室増設と同等の資費増収 ロ、1,000回超え（または300回超え以上）且集中率80%超 ハ、40,000回超え（または300回超え以上） ※特定の試験室増設は1年度間の資費増収 イ、1月400回超えまたは300回超え以上且集中率80%以下	40点
② 試験基本料2	○		20点
③ 試験基本料3	○		10点
④ 試験基本料4	○		10点
⑤ 試験基本料5	○		10点
⑥ 試験基本料6	○		10点
⑦ 試験基本料7	○		10点
⑧ 試験基本料8	○		10点
⑨ 試験基本料9	○		10点
⑩ 試験基本料10	○		10点
⑪ 試験基本料11	○		10点
⑫ 試験基本料12	○		10点
⑬ 試験基本料13	○		10点
⑭ 試験基本料14	○		10点
⑮ 試験基本料15	○		10点
⑯ 試験基本料16	○		10点
⑰ 試験基本料17	○		10点
⑱ 試験基本料18	○		10点
⑲ 試験基本料19	○		10点
⑳ 試験基本料20	○		10点
① 試験基本料21	○		10点
② 試験基本料22	○		10点
③ 試験基本料23	○		10点
④ 試験基本料24	○		10点
⑤ 試験基本料25	○		10点
⑥ 試験基本料26	○		10点
⑦ 試験基本料27	○		10点
⑧ 試験基本料28	○		10点
⑨ 試験基本料29	○		10点
⑩ 試験基本料30	○		10点
⑪ 試験基本料31	○		10点
⑫ 試験基本料32	○		10点
⑬ 試験基本料33	○		10点
⑭ 試験基本料34	○		10点
⑮ 試験基本料35	○		10点
⑯ 試験基本料36	○		10点
⑰ 試験基本料37	○		10点
⑱ 試験基本料38	○		10点
⑲ 試験基本料39	○		10点
⑲ 試験基本料40	○		10点
⑲ 試験基本料41	○		10点
⑲ 試験基本料42	○		10点
⑲ 試験基本料43	○		10点
⑲ 試験基本料44	○		10点
⑲ 試験基本料45	○		10点
⑲ 試験基本料46	○		10点
⑲ 試験基本料47	○		10点
⑲ 試験基本料48	○		10点
⑲ 試験基本料49	○		10点
⑲ 試験基本料50	○		10点
⑲ 試験基本料51	○		10点
⑲ 試験基本料52	○		10点
⑲ 試験基本料53	○		10点
⑲ 試験基本料54	○		10点
⑲ 試験基本料55	○		10点
⑲ 試験基本料56	○		10点
⑲ 試験基本料57	○		10点
⑲ 試験基本料58	○		10点
⑲ 試験基本料59	○		10点
⑲ 試験基本料60	○		10点
⑲ 試験基本料61	○		10点
⑲ 試験基本料62	○		10点
⑲ 試験基本料63	○		10点
⑲ 試験基本料64	○		10点
⑲ 試験基本料65	○		10点
⑲ 試験基本料66	○		10点
⑲ 試験基本料67	○		10点
⑲ 試験基本料68	○		10点
⑲ 試験基本料69	○		10点
⑲ 試験基本料70	○		10点
⑲ 試験基本料71	○		10点
⑲ 試験基本料72	○		10点
⑲ 試験基本料73	○		10点
⑲ 試験基本料74	○		10点
⑲ 試験基本料75	○		10点
⑲ 試験基本料76	○		10点
⑲ 試験基本料77	○		10点
⑲ 試験基本料78	○		10点
⑲ 試験基本料79	○		10点
⑲ 試験基本料80	○		10点
⑲ 試験基本料81	○		10点
⑲ 試験基本料82	○		10点
⑲ 試験基本料83	○		10点
⑲ 試験基本料84	○		10点
⑲ 試験基本料85	○		10点
⑲ 試験基本料86	○		10点
⑲ 試験基本料87	○		10点
⑲ 試験基本料88	○		10点
⑲ 試験基本料89	○		10点
⑲ 試験基本料90	○		10点
⑲ 試験基本料91	○		10点
⑲ 試験基本料92	○		10点
⑲ 試験基本料93	○		10点
⑲ 試験基本料94	○		10点
⑲ 試験基本料95	○		10点
⑲ 試験基本料96	○		10点
⑲ 試験基本料97	○		10点
⑲ 試験基本料98	○		

[illegible]

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料(所定単価につき15円以下の場合) ※ (所定単価につき15円を超える場合)	薬剤調製料の所定単価につき ※	1点 60円又はその倍数を越すこと1点
薬剤投与時の看護費	1回方につき7時間以上の処置、特別調剤基本料A-1日の保障期間の場合	所定点数の60/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を18円で除して得た点数

介護報酬(令和6年6月1日施行分)

項目	主な要件	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導 ① 単一居宅居住者 1人 ② 単一居宅居住者 2～9人 ③ 単一居宅居住者 10人以上 ④ 情報通信機器を用いた看護指導	(薬局の薬剤師の場合) }合わせて月4回まで(薬局の薬剤師等の患者、注射による診療が 必要な患者、中心療養費減の患者は週2回(月2回まで))	518 単位 379 単位 342 単位 48 単位
診療管理指導加算		100 単位
医療用医薬品持続注射療法加算	医療用医薬品持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	200 単位
在宅中心診療減価加算	在宅中心診療減価法を行っている患者、オンライン不可	100 単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の5%

介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

(介護予防)居宅療養管理指導のサービスに係わる重要事項等説明書

←

(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、ご説明する重要事項は次の通りです。←

1. 事業者概要←

事業者名称←	うさぎ薬局←
事業所の所在地←	静岡県伊東市富戸 1 3 1 7 - 5 7 2 3 ←
指定番号←	静岡県指定 2 2 0 4 1 0 2 6 2 号←
電話番号←	0 5 5 7 - 3 3 - 6 1 1 0 ←

2. 事業の目的と運営方針←

事業の目的←	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき うさぎ薬局の薬剤師が適正な(介護予防)居宅療養管理指導を提供することを目的とします。←
運営の方針←	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。← ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。← ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。←

3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

【（介護予防）居宅療養管理指導サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんにより薬剤を調剤するとともに、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。
- ② もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 職員等の体制

当事業者の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	4 名	・ 常勤者（4 名） 勤務時間－午前 9：00～午後 6：00（月） 午前 9：00～午後 6：30（火水木金） 午前 9：00～午後 5：30（土） 午前 9：00～午後 1：00（日）
事務員	5 名	・ 常勤者（5 名） 勤務時間－午前 9：00～午後 6：30

5. 担当薬剤師

【 担当薬剤師は、以下の通りです。】

担当薬剤師：①

責任者：

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ② 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

6. 営業時間

当事業所の通常の営業日は、次の通りです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日。但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除きます。
- ② 営業時間 午前9:00～午後6:00(月) 午前9:00～午後6:30(火水木金)
午前9:00～午後5:30(土) 午前9:00～午後1:00(日)

7. 緊急時の対応等

- ①必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

【サービスの利用料は、下記の通りです。】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

(介護予防)居宅療養管理指導サービス費として

A. 単一建物居住者が1人の場合 518単位

・1回あたり 1割負担 518円 2割負担 1036円(月4回まで)

B. 単一建物居住者が2～9人の場合 379単位

・1回あたり 1割負担 379円 2割負担 748円(月4回まで)

C. 単一建物居住者が10人以上の場合 342単位

・1回あたり 1割負担 342円 2割負担 684円(月4回まで)

麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

・1回あたり 100円

※別に厚生大臣が定める者に対しては週2回、月に8回まで訪問・算定することがございます。

※上記の他、医療保険での調剤費と薬代はご負担となります。

※介護報酬改定により、金額が変更となる場合がございます。

9. 苦情申立窓口

当事業所サービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

① 連絡先：0557-33-6110

② 当者名：

当事業者は、利用者に対する(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、利用者及び代理人に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(介護予防)居宅療養管理指導サービス事業者

事業所所在地 伊東市富戸1317-5723

名称 うさぎ薬局

許可番号 熱保A第11-114号

高度管理医療機器等販売業許可証

氏名（法人にあつては、名称）

株式会社うさぎ薬局

営業所の名称

うさぎ薬局大室高原店

営業所の所在地

静岡県伊東市富戸 1317-5723

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第39条第1項の規定により、高度管理医療機器等の販売業の許
可を受けた者であることを証明する。

令和4年2月24日

静岡県熱海保健所長

伊藤 正仁



有効期間 令和4年2月24日 から

令和10年2月23日 まで

許可番号 熱保A第1-120号

薬局開設許可証

氏名（法人にあつては、名称）

株式会社うさぎ薬局

薬局の名称

うさぎ薬局大室高原店

薬局の所在地

伊東市富戸 1317-5723

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和2年4月20日

静岡県熱海保健所長

伊藤 正仁



有効期間 令和2年4月20日 から

令和8年4月19日 まで